

和光市児童館及び
学童クラブ一体型放課後対策事業
指定管理者公募要項

和 光 市

【目次】

	ページ
1 はじめに（公募の概要）	4
2 公募対象施設及び事業	
(1) 北エリア	4
(2) 中央エリア	5
(3) 南エリア	5
3 対象施設の概要	5
(1) 児童館共通事項	5
(2) 学童クラブ共通事項	6
(3) わこうっこクラブ共通事項	7
(4) 学童クラブとわこうっこクラブの一体型事業（わこうっこぷらす）共通事項	7
(5) 施設の概要	7
北エリア	8
中央エリア	10
南エリア	11
4 指定期間	12
5 指定管理者が行う業務	12
6 各事業における職員配置	12
7 保険加入について	12
8 経費に関する事項	
(1) 指定管理料について	13
(2) 指定管理者の収入となるもの	13
(3) 指定管理業務の経費として想定されるもの	13
(4) 管理口座	13
(5) 経費負担及び指定管理料の精算	13
9 リスク分担	14
10 募集及び選定のスケジュール	14
11 募集に関する事項	
(1) 公募要項の配布	14
(2) 質問の受付及び回答	15
12 応募に関する事項	
(1) 応募要件	15
(2) 応募申請書の受付	16
(3) 提出書類	16
(4) 応募に係る注意事項	17
13 審査及び選定に関する事項	
(1) 選定方法	18

(2) 応募者の失格	18
(3) 選定の基準	18
(4) 選定結果の通知及び公表	18
1 4 協定に関する事項	
(1) 協定の流れ	18
(2) 主な協定内容（予定）	19
(3) 協定の締結に際し必要な事項	19
1 5 業務を実施するに当たっての留意事項	
(1) 関係法令の遵守	19
(2) 業務の再委託の禁止	19
1 6 事業評価	
(1) 評価基準	20
(2) 評価方法	20
(3) 評価結果の公表	20
(4) 改善勧告	20
1 7 業務の継続が困難になった場合の措置	
(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合	20
(2) 当事者の責めに帰すことができない事由による場合	20
1 8 議会の議決が得られなかった場合の措置	21
1 9 業務の引継ぎ	21
2 0 職員の雇用について	21
2 1 問い合わせ先	21

【別紙】

別紙1 リスク分担表	22
別紙2 評価項目（選定基準）	24
規則様式第1号「和光市公の施設に係る指定管理者指定申請書」	27
公募要項様式第1「指定管理者公募に関する質問書」	28
公募要項様式第2「指定管理者資格確認申込書」	29
公募要項様式第3「共同事業体協定書兼委任状」	30
公募要項様式第4「団体概要」	31
公募要項様式第5「役員等名簿」	32
参考様式「暴力団排除に関する誓約書」	33
参考様式「和光市児童館及び学童クラブ一体型放課後対策事業指定管理者公募 参加表明書」	34
参考様式「職員配置予定表（児童館）」	35
参考様式「職員配置予定表（学童クラブ）」	37
参考様式「職員配置予定表（わこうっこクラブ）」	39

1 はじめに（公募の概要）

和光市では、平成18年度から、児童センター（館）及び学童クラブ（放課後児童健全育成事業、以下「学童クラブ」という。）運営に指定管理者制度を導入し、指定管理者による施設の管理・運営を行ってまいりました。

また、令和3年度からは、市内全校で行ってきた「わこうっこクラブ」や「子ども教室」を含む放課後子供教室を一体化し、「和光市児童館及び学童クラブ一体型放課後対策事業」を行ってきました。

この度、児童館及び学童クラブ一体型放課後対策事業指定管理者の指定期間が令和8年3月31日をもって満了することから、令和8年度から5年間における各施設の管理運営を行う指定管理者を公募します。

2 公募対象施設及び事業

和光市こども計画では、準中学校区を単位とする「教育・保育提供区域」として「北エリア・中央エリア・南エリア」の3圏域を設定しています。

圏域ごとに地域の特性や課題に応じた多様なサービスの提供を目的としているため、公募は教育・保育提供区域単位とし、各圏域内にある全ての施設管理・事業運営を実施いただくものとします。

教育・保育提供区域単位ごとの施設・事業は次のとおりです。

【北エリア】

学区	児童館（2施設）	学童クラブ（6施設13支援単位）	わこうっこクラブ
白子 小学校		① 白子学童クラブ 2支援単位	①白子小学校 わこうっこクラブ
		② 白子第二学童クラブ 2支援単位	
新倉 小学校	①新倉児童館	③ 新倉学童クラブ 3支援単位（児童館併設）	②新倉小学校 わこうっこクラブ
北原 小学校		④ 北原学童クラブ 2支援単位	
		⑤ さざんか学童クラブ 2支援単位 （一体型施設）	③北原小学校 わこうっこクラブ （一体型施設）
下新倉 小学校	②下新倉児童館	⑥ 下新倉学童クラブ 2支援単位（児童館併設）	④下新倉小学校 わこうっこクラブ

【中央エリア】

学区	児童館	学童クラブ（3施設7支援単位）	わこうっこクラブ
第三 小学校		①中央学童クラブ 2支援単位	①第三小学校 わこうっこクラブ
広沢 小学校		②広沢学童クラブ 2支援単位	②広沢小学校 わこうっこクラブ
本町 小学校		③本町学童クラブ 3支援単位	③本町小学校 わこうっこクラブ

【南エリア】

学区	児童館（1施設）	学童クラブ（4施設8支援単位）	わこうっこクラブ
第四 小学校		①諏訪学童クラブ 2支援単位	①第四小学校 わこうっこクラブ
第五 小学校	①南児童館	②南学童クラブ 2支援単位（児童館併設）	
		③さつきのご学童クラブ 2支援単位 （一体型施設）	②第五小学校 わこうっこクラブ （一体型施設）
第四 第五 小学校		④南地域センター学童クラブ 1支援単位	

3 対象施設の概要

運営日（開館日、開所日）及び運営時間（開館時間、開所時間）については提案とします。ただし現行の運営日及び運営時間を下回らない提案としてください。

複数の圏域を応募する場合は、同一事業の開館日や開館時間を統一した提案にしてください。

(1) 児童館共通事項

ア 開館時間及び休館日
提案とする。

◆現行の運営状況

① 開館時間

和光市児童館設置及び管理条例（昭和59年3月24日条例第7号、以下「児童館条例」という）第6条の規定のとおり。

【概要】

午前9時30分から午後5時まで。

ただし指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て利用時間の延長が可能。

中高生の居場所事業として、下新倉児童館では毎週水曜日及び8月の開館日において18時半まで、また南児童館では毎週月曜日及び長期休暇中の平日において18時半まで開館時間を延長している。

なお12時から13時までは昼食時間として来館者に食事スペースを提供している。

② 休館日

児童館条例第7条の規定のとおり。

【概要】

毎週火曜日、毎月第3日曜日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）

イ 利用対象者

児童館条例第8条の規定のとおり。

【概要】

児童館を利用することができる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 児童又は児童を同伴する者
- (2) 児童の保護者、指導者等であって、児童に関し必要な調査、研究、研修等を行う者

(2) 学童クラブ共通事項

ア 開所日、開所時間及び休所日

提案とする。

◆ 現行の運営状況

① 開所日及び開所時間

和光市学童クラブ設置及び管理条例（平成16年6月22日条例第17号、以下「学童クラブ条例」という）第6条の規定のとおり。

ただし各支援単位の運営日数が原則250日以上となること。

【概要】

月曜日から金曜日（小学校の休業日を除く）は小学校の放課時から午後6時まで、土曜日及び小学校休業日の月曜日から金曜日については午前8時から午後6時まで。

なお、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て利用時間の延長を可能としており、現行は全学童クラブにおいて19時まで開所時間を延長している。

② 休所日

学童クラブ条例第7条のとおり

【概要】

日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）

イ 利用対象者

学童クラブ条例第3条の規定のとおり

市内小学校に在籍または市内在住であり、労働等により保護者が昼間（放課後）家庭にいない児童

(3) わこうっこクラブ共通事項

※一体型施設におけるわこうっこクラブも同様

ア 開所日、開所時間及び休所日

提案とする。

原則として、現行における開所日及び開所時間を下回らないこと。なお、小学校の都合による開所日及び開所時間の減少についてはこの限りではない。

小学校の余裕教室等を活用する事業のため、小学校の業務時間外・休業日の開所は不可とする（第五小学校・北原小学校を除く）。

(4) 学童クラブとわこうっこクラブの一体型事業（わこうっこぷらす）共通事項

※一体型施設におけるわこうっこクラブも同様

ア 開所日、開所時間、休所日及び利用対象者

提案とする。

◆現行の運営状況

別紙仕様書のとおり

(5) 施設の概要

児童館及び学童クラブ（一体型放課後対策事業含む）施設の概要となります。

わこうっこクラブについては、第五小学校、北原小学校を除き、小学校の余裕教室等を活用しての実施となります。

各施設については簡易図面を資料として用意しております。併せてご確認ください。

なお、学童クラブの定員は、「和光市学童クラブ設置及び管理条例施行規則」（平成16年6月23日規則第18号）に定めていますが、利用実態及び利用実績等を踏まえ、受入人数は「和光市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成26年6月25日条例第15号）に定める設備及び職員の基準を満たすと見込まれる範囲で拡大し、受入を行う可能性があります。

受入人数の実績は資料「学童クラブ登録児童数推移」をご確認ください。

《北エリア》

(1) 白子学童クラブ		
施設の概要	①名称	白子学童クラブ
	②所在地	和光市白子 3-3-40 (和光市立白子小学校そば)
	③構造	プレハブ 1 階建て
	④規模	延べ床面積 218 m ²
	⑤定員	70 名
施設の構成		保育室、調理室、静養室、事務室、男女トイレ

(2) 白子第二学童クラブ		
施設の概要	①名称	白子第二学童クラブ
	②所在地	和光市白子 3-3-41 (白子学童クラブ隣)
	③構造	プレハブ 2 階建て
	④規模	延べ床面積 170 m ²
	⑤定員	65 名
施設の構成		保育室、調理室、静養室、事務室、男女トイレ

(3) 新倉児童館		
施設の概要	①名称	新倉児童館
	②所在地	和光市新倉 1 丁目 38 番 1 号
	③敷地面積	943 m ²
	④構造	鉄骨コンクリート 2 階建て (1 階児童館、2 階学童クラブ)
	⑤規模	延べ床面積 358 m ² (1 階部分のみ)
施設の構成	①児童館	遊戯室、図書コーナー、事務室、男女トイレ ※集会スペース等を移動間仕切りで設けること可能
	②付帯施設	駐輪場、園庭、遊具庫など

(4) 新倉学童クラブ (新倉児童館併設)		
施設の概要	①名称	新倉学童クラブ
	②所在地	和光市新倉 1 丁目 38 番 1 号 (新倉児童館内)
	③構造	鉄骨コンクリート 2 階建て (1 階児童館、2 階学童クラブ)
	④規模	延べ床面積 356 m ² (2 階部分のみ)
	⑤定員	100 名
施設の構成		保育室、調理室、図書コーナー、静養室、事務室、男女トイレ、エレベーター

(4) 新倉学童クラブ（新倉児童館併設）		
施設の概要	①名称	新倉学童クラブ
	②所在地	和光市新倉1丁目38番1号（新倉児童館内）
	③構造	鉄骨コンクリート2階建て（1階児童館、2階学童クラブ）
	④規模	延べ床面積 356㎡（2階部分のみ）
	⑤定員	100名
施設の構成		保育室、調理室、図書コーナー、静養室、事務室、男女トイレ、エレベーター

(5) 北原学童クラブ		
施設の概要	①名称	北原学童クラブ
	②所在地	和光市新倉1-5-27（和光市立北原小学校内）
	③構造	プレハブ1階建て
	④規模	延べ床面積 215㎡
	⑤定員	80名
施設の構成		保育室、静養室、事務室（調理場あり）、男女トイレ

(6) さざんか学童クラブ		
施設の概要	①名称	さざんか学童クラブ
	②所在地	和光市新倉1-5-27（和光市立北原小学校内）
	③構造	プレハブ2階建て
	④規模	延べ床面積 340㎡
	⑤受入定員	80名（予定）
施設の構成	①学童クラブ	2階：保育室、静養室、事務室、男女トイレ 1階：保育室、調理室
	②わこうっこクラブ	1階：わこうっこクラブ室（保育室）
	③共用施設	1階：職員更衣室、男女トイレ、倉庫

※学童クラブ及びわこうっこクラブの一体型施設となります。

(7) 下新倉児童館		
施設の概要	①名称	下新倉児童館（下新倉小学校施設内）
	②所在地	和光市下新倉五丁目21番1号
	③敷地面積	13,155㎡（学校全体）
	④構造	鉄筋コンクリート3階建て（内1階の一部）
	⑤規模	延べ床面積 260㎡（児童館遊戯室及び事務室部分）
施設の構成	①児童館	遊戯室、幼児コーナー、図書コーナー、集会室、相談室
	②共用施設	事務室、男女トイレ（学童クラブと共同）
	③付帯施設	駐車場、駐輪場、体育館（アリーナ）など（学校施設）

(8) 下新倉学童クラブ（下新倉児童館併設）		
施設の概要	①名称	下新倉学童クラブ（下新倉小学校施設内）
	②所在地	和光市下新倉五丁目21番1号
	③構造	鉄筋コンクリート3階建て（内1階の一部）
	④規模	延べ床面積200㎡（学童クラブ部分のみ）
	⑤定員	90名
施設の構成	①学童クラブ	保育室、静養室、調理室
	②共用施設	事務室、男女トイレ（児童館と共同）

《中央エリア》

(1) 中央学童クラブ		
施設の概要	①名称	中央学童クラブ
	②所在地	和光市中央1-1-4（和光市立第三小学校内）
	③構造	プレハブ1階建て
	④規模	延べ床面積 134㎡
	⑤定員	58名
施設の構成		保育室、静養スペース（和室）、事務室（調理場あり）、男女トイレ

(2) 広沢学童クラブ		
施設の概要	①名称	広沢学童クラブ
	②所在地	和光市広沢1-5（和光市立広沢小学校内）
	③構造	プレハブ1階建て
	④規模	延べ床面積 256㎡
	⑤定員	80名
施設の構成		保育室、静養室、事務室（調理場あり）、男女トイレ

(3) 本町学童クラブ		
施設の概要	①名称	本町学童クラブ
	②所在地	和光市本町3-1-17（本町小学校1階の一部）
	③構造	鉄筋コンクリート4階建て
	④規模	延べ床面積 248㎡
	⑤定員	105名
施設の構成		保育室（教室3部屋）、男女トイレ

《南エリア》

(1) 諏訪学童クラブ		
施設の概要	①名称	諏訪学童クラブ
	②所在地	和光市諏訪3-20（和光市立第四小学校内）
	③構造	プレハブ1階建て
	④規模	延べ床面積 172㎡
	⑤定員	78名
施設の構成		保育室、静養スペース（畳）、事務室（調理場あり）、男女トイレ

(2) 南児童館		
施設の概要	①名称	南児童館
	②所在地	和光市南1丁目5番1号
	③敷地面積	991.73㎡
	④構造	木造1階建て
	⑤規模	延べ床面積 243㎡（学童クラブとの共用部分込み）
施設の構成	①児童館	遊戯室、集会室、図書室、
	②共用施設	事務室、男女トイレ（学童クラブと共同）
	③付帯施設	駐車場、駐輪場、園庭など

(3) 南学童クラブ（南児童館併設）		
施設の概要	①名称	南学童クラブ
	②所在地	和光市南1丁目5番1号
	③構造	木造1階建て
	④規模	延べ床面積 119㎡（学童クラブ部分のみ）
	⑤定員	70名
施設の構成	①学童クラブ	保育室、調理室、静養室
	②共用施設	事務室、男女トイレ（児童館と共同）

(4) さつきのこ学童クラブ		
施設の概要	①名称	さつきのこ学童クラブ
	②所在地	和光市南1丁目5番25号（和光市立第五小学校内）
	③構造	プレハブ2階建て
	④規模	延べ床面積 348㎡
	⑤定員	60名
施設の構成	①学童クラブ	2階：保育室、静養室、事務室、 1階：学童クラブ専用トイレ
	②わこうっこクラブ	1階：わこうっこクラブ室（保育室）
	③共用施設	1階：わこうっこクラブ室（保育室）一部、男女トイレ

※学童クラブ及びわこうっこクラブの一体型施設となります。

(5) 南地域センター学童クラブ		
施設の概要	①名称	南地域センター学童クラブ
	②所在地	和光市南1-8-47（和光市南地域センター2階）
	③構造	鉄筋コンクリート3階建て
	④規模	延べ床面積 92㎡
	⑤定員	55名
施設の構成		保育室、静養室、事務室（調理場あり）、男女トイレ

4 指定期間（予定）

令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

5 指定管理者が行う業務

別紙仕様書のとおり

6 各事業における職員配置

別紙仕様書のとおり

7 保険加入について

指定管理者は児童健全育成推進財団児童安全共済に加入することとします。

市はわこうっこクラブ対象児童用保険及び児童館、学童クラブの全国市有物件災害共済会建物総合損害賠償保険に加入します。

8 経費に関する事項

施設管理及びサービス提供の対価として、指定管理者に指定管理料を支払います。

(1) 指定管理料について

指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに月単位で支払うものとします。

指定管理料の額は、別に仕様で定める業務の範囲や内容、事業やサービス等に求める水準をもとに、指定管理業務に要する経費を積算して設定します。

具体的な支払金額、時期及び方法は協定で定めます。

なお、指定管理者が、次号に掲げる指定管理者の収入となるものを得ることができる施設にあっては、当該利用料金等の予算額を考慮して指定管理料を積算することとします。

特に、学童クラブは利用料を導入していることから、指定管理者は、指定管理業務を遂行するための対価として、市が支払う指定管理料のほか、利用者が支払う利用料等によってまかなうものとします。

(2) 指定管理者の収入となるもの

ア 指定管理料

イ 利用料等

ウ その他の指定管理者が行う業務により得られる収入

(3) 指定管理業務の経費として想定されるもの

ア 施設の維持管理費

イ 人件費

ウ 事業費

エ 事務費

※ イ人件費は、指定期間を通して配置する職員の人数及び雇用形態の変更、並びに職員の昇給による増加などを十分に考慮して算出し、選考時に提案された額を基本として、指定期間中の指定管理料の額が決定されることを明確に示すものとします。

(4) 管理口座

指定管理業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理するため、必要な帳簿を作成し、団体自体の口座とは別に指定管理業務専用の口座を開設し管理すること。

(5) 経費負担及び指定管理料の精算

ア 指定管理料の取り扱い

指定管理料において、指定管理業務を市が示した基準どおりに実施する中で、経費の削減など、指定管理者の経営努力により生み出された余剰金は、原則として精算による返還を求めません。ただし、下記イ及びウの場合を除くものとします。

また、経費が指定管理料を超過しても、その差額の補填は行わないこととします。ただし、大幅な物価変動、業務の不履行等、特別な事情が生じた場合は協議のうえ、指定管理料を見直すことができるものとします。

イ 精算対象経費

施設の修繕、備品の購入に要する経費及び予備費は、比較的軽易なもの（施設の維持修繕 1 件あたり概ね 15 万円以内、物品 1 件あたり概ね 5 万円以内、ともに消費税及び地方消費税を含まない）又は緊急を要するものに対応するため、指定管理料に含めて支払うこととします。この経費は、不測の事態が生じた際に、施設運営に支障を来たすことのないよう計上しているものであり、不用額（余剰や不使用）が生じた場合は、返還することとします。

ウ 指定管理料の変更

事業計画等で規定した業務を実施しなかった場合、協定で定めた事業の実施回数を下回った場合、定めた人数の職員を配置しなかった場合、大幅な物価変動があった場合、協定時に見込まれていない特段の事情の変更が生じた場合など、当初の指定管理料どおり支払うことが合理的でない場合は、市と指定管理者との協議により、変更等が生じた部分の指定管理料の見直し又は精算により指定管理料を返還することとします。

9 リスク分担

市と指定管理者のリスクについての基本的な考え方は、別紙 1 「リスク分担表」のとおりです。詳細は、協定締結時に定めることとします。

10 募集及び選定のスケジュール

- | | |
|-------------------------|---------------------------------------|
| (1) 公募要項の配布 | 令和 7 年 5 月 12 日(月)～令和 7 年 6 月 4 日(水) |
| (2) 質問の受付 | 令和 7 年 5 月 12 日(月)～令和 7 年 5 月 23 日(金) |
| (3) 質問の回答 | 令和 7 年 5 月 28 日(水) |
| (4) 参加表明 | 令和 7 年 6 月 4 日(水)締切 |
| (5) 申請書の受付 | 令和 7 年 6 月 13 日(金)締切 |
| (6) プレゼンテーション | |
| 審査 | 令和 7 年 7 月 9 日(水) |
| (7) 審査結果の通知 | 令和 7 年 7 月中旬 |
| (8) 仮協定の締結 | 令和 7 年 7 月下旬 |
| (9) 指定管理者の指定についての議案の 上程 | 令和 7 年 9 月定例会 |

※ 現地説明会は実施いたしません。資料の各施設参考図面をご確認ください。

※ 選定スケジュールは、申請書の受理後、申請団体に対し、随時通知します。

また申請書とは別に、プレゼンテーション資料の作成及び提出が必要となります。

11 募集に関する事項

(1) 公募要項の配布

公募要項及び書式等は和光市のホームページからダウンロードすることができます。公募に関する書式等に修正があった場合、同ページにて周知しますので、掲載内容については随時、ご確認をお願いします。

※ <https://www.city.wako.lg.jp/kosodate/1000009/1009739/1012299.html>

- ア 配布場所：和光市子どもあんしん部保育施設課
埼玉県和光市広沢1番5号 和光市役所4階
TEL 048-424-9131（直通）
FAX 048-464-1926
- イ 配布期間：令和7年5月12日(月)～令和7年6月4日(水)※土日除く
- ウ 配布時間：8時30分から17時15分まで
- (3) 質問の受付及び回答
- ア 提出方法：公募要項等に関する質問がある場合は、公募要項様式第1に記入の上、Eメールで提出してください。
メールの件名を「【指定管理者質問書】事業者名」としてしてください。
- イ 提出先：和光市子どもあんしん部保育施設課
Eメール d0200@city.wako.lg.jp
- ウ 回答：受け付けた質問及びその回答は、令和7年5月28日(水)に市ホームページ上で公開します。なお、回答にあたっては、質問をした団体名は公表しません。

12 応募に関する事項

(1) 応募要件

本事業に応募することができる者は、次の要件をすべて満たす者としてします。

ア 次のいずれかに該当する法人であること。

(ア) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人

(イ) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)等に規定する一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人

(ウ) 日本赤十字社法(昭和27年法律第305号)に規定する日本赤十字社

(エ) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

(オ) 労働者協同組合法(令和2年法律第78号)に規定する労働者協同組合

(カ) 会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する会社

イ 施設を利用する保護者はもとより、地域との信頼関係を築くことができる事業者であること。

ウ 児童福祉事業に熱意と見識を有し、学童クラブ及びわこうっこクラブを運営するために必要な経営基盤及び社会信望を有し、学童クラブの運営若しくは受託実績が1年以上ある事業者、又は居場所型放課後子供教室の運営若しくは受託実績が1年以上ある事業者であること。

エ 和光市こども計画に基づく子ども・子育て支援行政について積極的に協力

できる事業者であること。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。

カ 宗教活動や政治活動を目的とした事業者ではないこと。

キ 申請書類提出時点において、和光市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けていない事業者であること。

ク 直近 3 年分の国税及び地方税を滞納していないこと。

ケ 経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が社会的信望を有すること。

コ その他法令等に違反しない事業者であること。

サ 緊急な対処を要する事態が発生した場合、迅速（1 時間以内）に対応できる場所に、本社、事業所等を有すること（個人応募不可）。

※ 共同事業体による申請の場合は、参加事業者のすべてが上記の要件を満たす必要があります。

(2) 応募申請書の受付

ア 受付期間：令和 7 年 5 月 1 2 日(月)～令和 7 年 6 月 1 3 日(金)
(土日祝日を除く)

※受付期間を経過した後は受理いたしません。

イ 受付時間：9 時 0 0 分から正午まで及び 1 3 時から 1 7 時まで

ウ 提出場所：和光市子どもあんしん部保育施設課 施設整備担当
埼玉県和光市広沢 1 番 5 号 和光市役所 4 階
TEL 048-424-9131（直通）
E-mail d0200@city.wako.lg.jp

エ 提出方法：必ず提出場所に持参してください。郵送された提出物は受け付け
ないものとします。
必ず事前に担当まで電話連絡の上、持参してください。

(3) 提出書類

ア 公募に関する提出書類

以下の書類について、正本各 1 部、副本各 1 5 部及び同様の電子データ 1 部(電子データによるファイル送信)又は電子データが保存された CD を 1 枚提出してください。

書類は、原則 A 4 サイズとし、以下の書類アからスまでには、通しの頁番号を振ってください。

なお、応募に参加する場合は、令和 7 年 6 月 4 日(水) までに参加表明をする必要があります。参加表明時に提出が必要な書類については、P17 のイをご覧ください。

(ア) 和光市公の施設に係る指定管理者指定申請書（規則様式第 1 号）

- (イ) 指定管理者資格確認申込書（公募要項様式第2）【共同事業体で応募の場合】
- (ウ) 共同事業体協定書兼委任状（公募要項様式第3）【共同事業体で応募の場合】
- (エ) 団体概要（公募要項様式第4）
- (オ) 役員等名簿（公募要項様式第5）
- (カ) 指定期間における管理業務の事業計画書及び収支計画書（事業、施設毎）
 ※複数のエリアを応募する場合は、エリア毎の事業計画書及び収支計画書
 ※各事業における配置職員想定資料（有資格情報を記載したもの）を必ず事業計画書の内容に含むこと
- (キ) 自主事業計画書、自主事業予算書
- (ク) 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書
- (ケ) 法人の印鑑証明書
- (コ) 団体等の設立趣旨、組織及び運営に関する事項のわかる書類（各団体作成の外部向けのパンフレット等）
- (サ) 直近3年分の法人税、法人市町村民税及び法人都道府県民税の納税証明書（事業所が複数ある場合は、応募者の事業所の係るもの）
- (シ) 直近3年分の決算書及び事業報告書
- (ス) 申請書を提出する日の属する事業年度の予算書及び事業計画書

イ 参加表明に係る提出書類

- (ア) 和光市児童館及び学童クラブ一体型放課後対策事業指定管理者公募参加表明書
- (イ) 暴力団排除に関する誓約書
- (ウ) 役員等名簿（公募要項様式第5）

役員等名簿（公募要項様式第5）」については、公募に関して提出する16部とは別に1部提出が必要です。

(4) 応募に係る注意事項

- ア 選定委員、本件業務に従事する職員及び関係者に対し、本件応募についての接触を禁ずる。接触の事実が認められた場合は、失格とする。
- イ 応募に関して必要となる一切の費用は、応募団体の負担とする。
- ウ 提出された書類の内容変更及び書類の追加はできないものとする。ただし、市が必要と認める場合は、追加して書類の提出を求めることがある。
- エ 応募書類は理由のいかんを問わず返却しない。
- オ 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- カ 団体の提出する書類の著作権は、指定管理者が決定するまでの間は応募者に帰属する。指定管理者の決定後、選考された応募書類の著作権は市に帰属する。ただし、帰属状況にかかわらず、市は事業者選考実施に関する報告等のため、

必要な場合には応募書類の内容を無償で利用できるものとする。

なお提出された書類等は、法人・個人の著作物であっても「和光市情報公開条例」に基づき、情報公開の対象となります。情報公開請求があった場合は同条例第7条各号に定める非公開情報（個人情報や公開により法人等の正当な利益を害する恐れのある情報など）が記載されている部分を除き、原則公開となります。

キ 応募書類は、和光市情報公開条例に基づく情報公開請求があった場合は、第10条に該当する場合を除いて、請求者に開示することがある。

ク 応募書類提出後に辞退する場合は、書面（様式任意）にて提出すること。

13 審査及び選定に関する事項

(1) 選定方法

指定管理者の選定は、知識経験を有する者及び市職員による選定委員会を設置し、当該選定委員会の審査によるものとします。なお、審査の過程において、申請した者による公開プレゼンテーションを実施します。また、応募団体が5者を超えた場合は、一次審査として書類審査を実施。一次審査で選定された5者に対し二次審査として公開プレゼンテーションを実施します。

なお、審査は選定を行う団体ごとに行います。公開プレゼンテーションは各団体1回としますが、エリアごとの事業を提案していただきます。そのため応募したエリア数に応じて所要時間を変更する場合があります。

(2) 応募者の失格

応募団体が以下のいずれかに該当した場合は、失格とします。

ア 応募要件に該当しない場合。

イ 本指定管理者の選定を行う選定委員会の委員が経営及び運営に直接関与している場合。

ウ 応募に関して、応募者の不正な行為が明らかになった場合。

(3) 選定の基準

指定管理者を選定する際の基準は、和光市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例第16号）第4条に規定する選定基準等を基本として、別紙2の評価項目に基づき、公正かつ適正に審査し、選定します。

(4) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、各団体に対して文書にて通知すると同時に、市のホームページで公表します。公表内容は、応募団体数、団体名、選定方法、選定委員会委員、審査基準及び配点、審査結果（各応募団体の得点）及び選定された団体の提案内容等となります。

14 協定に関する事項

(1) 協定の流れ

ア 市長は、選定委員会の審査結果報告を受け、優先交渉権者及び次点交渉権者

を決定。

イ 市長は、優先交渉権者と協議を行い、候補者として仮協定を締結。

※ 優先交渉権者との協議が成立しない場合は、次点交渉権者と協議を行う。

ウ 市長は、優先交渉権者との仮協定の締結後、市議会へ指定管理者の指定に関する議案を上程する。

エ 市長は、市議会の議決後に、当該候補者を指定管理者に指定する。

オ 市長は、指定管理者の指定後に、指定管理者と本協定を締結する。

(2) 主な協定内容（予定）※事業毎で締結

ア 指定期間に関する事項

イ 業務の範囲や実施条件、事業計画に関する事項

ウ 事業報告に関する事項

エ 利用料等に関する事項

オ 市が支払う経費に関する事項

カ 施設内の物品の帰属及び管理に関する事項

キ モニタリング及び事業報告に関する事項

ク 指定期間終了後の引継ぎに関する事項

ケ 指定の取消し及び管理運営業務の停止に関する事項

コ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

サ 施設利用許可に関する事項

シ リスク分担に関する事項

ス その他市長が必要と認める事項

(3) 協定の締結に際し必要な事項

協定の締結に際し必要な事項については、市と指定管理者が協議の上定めることとします。また、協定書に定めのない事項や協定書の内容に疑義が生じた場合は、市と指定管理者との間で協議します。

15 業務を実施するに当たっての留意事項

(1) 関係法令等の遵守

業務の実施に当たっては、「児童の権利に関する条約」の趣旨を理解し、こども基本法(令和4年法律第77号)児童福祉法(昭和22年法律第164号)、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)、和光市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年6月25日条例第15号)及び各種ガイドライン等を遵守することとします。

また、地方自治法(昭和22年法律第67号)、労働基準法(昭和22年法律第49号)、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、和光市情報公開条例(平成12年条例第48号)、和光市行政手続条例(平成10年条例第3号)など、公の施設を運営するにあたり遵守すべき関係法令にも熟知することとします。

(2) 業務の再委託の禁止

指定管理者は、事業に係る業務を一括して第三者に委託することはできません。
ただし、清掃や警備、設備の保守点検などの維持管理業務やその他の事業の一部について、あらかじめ市が認めた場合はこの限りではありません。

16 事業評価

(1) 評価基準

指定管理開始後の事業の評価は、関係法令等に基づく運営の基準、選定当時の選定基準、協定書、事業計画書及び収支予算書などから、主に次の観点で評価基準を作成し行います。

ア 市民サービスの向上、利用促進等が十分図られたか。

イ 経費の低減の効果があったか。

ウ 施設の効用を最大限発揮し、住民福祉の増進を目的とする公の施設に相応しい管理・運営が行われたか。

エ 法令等に基づく運営が行われたか。

(2) 評価方法

主に次の方法により、市が公正かつ適正に評価を行います。

ア 指定管理者からの事業報告書

イ 市が実施するモニタリング

ウ 施設を利用する市民等の評価等

(3) 評価結果の公表

上記の評価基準及び評価方法に基づき、上半期及び全期の評価を行います。評価結果については、市のホームページ上にて公表します。

(4) 改善勧告

事業の評価等に基づき、業務の改善が必要な場合は、市において調査を行い、協議の上、指定管理者に対して改善勧告を行い、その対応について報告を求めます。

勧告によっても改善が見られない場合は、業務の停止若しくは指定管理料の返還を命じ、又は指定期間中であってもその指定を取り消すことがあります。

17 業務の継続が困難になった場合の措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合、市長は指定の取消しができるものとします。その場合、市に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとします。

(2) 当事者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力その他、市及び指定管理者いずれの責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難になった場合、業務継続の可否について両方で協議を行うものとします。協議の結果、業務の継続が困難と判断した場合、市長はその指定を取り消すことができるものとします。

18 議会の議決が得られなかった場合の措置

議会での議決が得られない場合、又は議決を得るまでの間に、指定管理者候補を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事態が生じたときは、仮協定を解除し、当該候補を指定管理者に指定しません。なお、指定管理者候補が応募に関して負担した費用及び管理運営の準備のために負担した費用は、一切補償しません。

19 業務の引継ぎ

指定管理者候補とは、仮協定締結以降、業務開始に向けて、随時協議や業務引継ぎを行っていきます。なお、その経費は当該候補の負担とします。

指定期間の終了もしくは指定の取消しにより次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合は、円滑に管理運営業務を遂行できるように引継ぎを行わなければなりません。また、市又は次期指定管理者より管理施設の引継ぎを行うための視察研修の申出があったときは、合理的な理由のある場合を除き、その申出に応じなければなりません。

20 職員の雇用について

現行の指定管理者となっている団体以外の団体が指定管理者となる場合にあっては、現指定管理者である団体が当該指定管理に係る業務を行う者として雇用している職員のうち、引き続き現状による勤務を希望する者に対しては、誠意をもって勤務条件を整備し可能な限り雇用することを原則とします。

21 問い合わせ先

和光市子どもあんしん部保育施設課 施設整備担当
埼玉県和光市広沢1番5号 和光市役所4階
TEL : 048-424-9131 (直通)
Eメール : d0200@city.wako.lg.jp

別紙 1

リスク分担表

項 目	内 容	リスク分担		
		市	指定 管理者	応募 事業者
応募書類に関する権利の帰属	指定管理者が決定するまでの間		○	○
	指定管理者の決定後	○		
応募	応募に関して必要となる経費		○	○
協定は締結したが、協定を破棄せざるを得ない場合	応募に関して負担した費用及び生じた損害		○	
債務不履行	市が協定内容を不履行	○		
	指定管理者が業務及び協定内容を不履行		○	
運営費の上昇	指定管理者側の要因による運営費用の増大(配置する職員の人数及び雇用形態の変更、職員の昇給等による人件費の増加を含む。)		○	
	市側の要因による運営費用の増大	○		
	施設の管理運営に関する法令等の改正による経費の増加	○		
	人件費、物品等の物価及び金利の変動に伴う経費の増加		○	
	燃料等社会情勢による大きな物価の変動があった場合の経費の増加	両者の協議		
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○		
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○	
住民対応	指定管理者が適切に管理運営すべき業務に関する苦情等		○	
情報の安全管理 情報の安全管理	指定管理者の責めに帰すべき事由による個人情報情報の漏洩や犯罪発生等		○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由による個人情報情報の漏洩や犯罪発生等		○	
要求水準の未達成	協定により定めた管理運営サービスの要求水準不適合に伴う対策経費の増加や指定管理料の減額等		○	

需要変動・施設の競合	需要の見込み違い、競合施設による利用者減、収入減		○
施設・設備・物品等の損傷等	経年劣化によるものできわめて小規模なもの		○
	経年劣化によるもので上記以外のもの	○	
	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	上記以外によるもの	○	
	第三者の行為から生じた極めて小規模なもので相手方が特定できないもの		○
	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手方が特定できないもの	○	
	相手方は特定できるが相手方に支払い能力がない場合	両者の協議	
資料等の損傷	指定管理者としての注意義務を怠ったものによるもの		○
	第三者の行為から生じた極めて小規模なもので相手方が特定できないもの		○
	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手方が特定できないもの	○	
	相手方は特定できるが相手方に支払い能力がない場合	両者の協議	
管理運営上の事故等に伴う損害賠償	施設管理上の瑕疵による事故又は指定管理者の責めに帰すべき行為により利用者に損害を与えた場合又は臨時休業に伴う損害		○（市が求償権を行使）
	騒音、振動、悪臭の発生等施設の管理上において周辺住民等第三者の生活環境を阻害し損害を与えた場合		○（市が求償権を行使）
	市側の要因により、施設の管理運営業務の継続に支障が生じた場合又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理費における増加経費の負担	○	
	上記以外の場合	両者の協議	
事業終了時の費用	指定管理期間の満了又は期間途中における業務の廃止に伴う撤収費用		○
不可抗力	自然災害（地震・台風など）、暴動等による業務の中止、変更、延期又は臨時休業	両者の協議	

評価項目

選 定 基 準	選 定 の ポ イ ン ト
1 指定管理者としての適格性	
(1) 施設の管理運営に対する理念、基本方針	・市の基本的な政策や計画、施設の設置目的や性格等を十分に理解し、それらに適合した管理運営に対する理念や基本方針を持っているか。 ・「和光市こども計画」に則した事業計画となっているか。 ・こどもの権利保障の重要性を理解しているか。 ・「和光市こども計画」の推進にあたって、こどもの意見を聴取する市の取組への協力体制があるか。
(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	・長期間安定的な管理運営を行える人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
(3) 実績や経験など	・同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。 ・職員は、管理運営に関する専門的知識や資格を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。
(4) こどもの意見反映	・こどもの意見に対する具体的な対応が考えられているか。
(5) サービスの質の確保と向上	・提供するサービスの質を確保・向上させるための計画が考えられているか。 ・職員の資質向上に係る取組が確保されているか。
2 管理運営計画の有効性	
(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組及び利用者の満足向上	・施設の管理運営に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。 ・利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。
3 指定管理業務に係る費用	
(1) 指定管理業務に係る費用の妥当性	・施設の管理運営に係る収支計画の内容が合理的で、且つ経費を低減させるための実施可能な提案があるか。 ・清掃、警備、設備の保守点検などの業務について指定管理者から再委託が行われる場合、それらが適切な水準で行われ、経費が最小限となるよう工夫されているか。
4 適正性	
(1) 管理運営体制の合理化・適正化	・施設の管理運営にあたる人員の配置が合理的（別紙仕様書に定める水準を確保するのに過大（過小）な配置になっていないかなど）かつ適正であるか。
(2) 平等利用、安全対策、	・日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応、個人情報保護への配慮が、十分に考えられているか。

危機管理体制、個人情報保護	・ 防犯、防災対策や非常災害時、日常の危機管理の方策（急病・緊急対応等）などの危機管理体制などが十分考えられているか。（非常災害時における市への応援協力を含む）	
5 事業の特性に関する事項		
(1) 児童館に関する事項	事業内容	・ こどもの視点に立ち、こどもの利用しやすい施設・事業となっているか。 ・ こどもの主体的な参加・参画を前提とした魅力あるプログラム構成、行事、イベントの実施計画等具体的内容が考えられているか。 ・ こどもの意見のフィードバックが事業計画上、考えられているか。
	地域特性の考慮	・ 地域（エリア）の特性を考慮した提案がなされているか。 ・ 地域団体や子育て支援団体と連携や協働が図られているか。
	相談体制	・ 子育て相談の体制づくりが十分に考えられているか。 ・ こどもに福祉的課題があると判断した場合、適切な箇所につなぐ等の支援が考えられているか。 ・ こどもの相談に対応できる体制が考えられているか。
	年齢に応じた事業	・ 児童の年齢、発達状況、学校の長期休みなどに対する柔軟な運営計画を作成しているか。 ・ 中学生、高校生を対象とした事業提案（夜間開放等）がなされているか。
	管理体制	・ 入館、退館の管理等、利用者の把握や安全確保が考慮されているか。
	独自提案	・ 「和光市こども計画」の基本理念や基本施策に沿った提案がされているか。 ・ その他、独自性のある事業提案がなされているか。
(2) 学童クラブ一体型放課後対策事業に関する事項	事業内容	・ こどもや保護者の視点に立った事業内容が考えられているか。 ・ こどもの主体的な参加・参画を前提とした魅力あるプログラム構成、行事、イベントの実施計画等具体的内容が考えられているか。 ・ こどもの意見のフィードバックが事業計画上、考えられているか。
	法令遵守	・ 関係法令等運営基準を遵守し、運営ができる提案がなされているか。 ・ 配置基準を満たしているかチェックする体制が法人として整備されているか。

	地域特性の考慮	・地域（エリア）の特性を考慮した提案がなされているか。 ・地域団体や子育て支援団体と連携や協働が図られているか。
	相談体制	・子育て相談の体制づくりが十分に考えられているか。 ・こどもに福祉的課題があると判断した場合、適切な箇所につなぐ等の支援が考えられているか。 ・こどもの相談に対応できる体制が考えられているか。
	保護者・学校・地域との連携	・保護者や学校、地域との連携に関する提案が考えられているか。
	通所の利便性・安全性	・通所の際の利便性や安全性を考えているか（送迎（車両運行等）の実施等）。
	開所時間	・開所時間は、保護者の利便性やこどもの負担軽減等が考えられているか（開所時間の延長等）。
	育成支援に関する計画	・こども一人ひとりに応じた育成支援等、日々の育成支援の記録・計画作成が考慮されているか。 ・学童クラブ等での育成支援や保育が、保護者と連携・情報共有することが考慮されているか。
	補食内容	・補食、食育、アレルギーを持つ児童への対応、HACCPを踏まえた食中毒対応が考えられているか。
	緊急保育・一時保育	・緊急的、一時的に保育が必要となる児童の受入態勢などが考えられているか。
	自主事業	・子育て支援充実のため、又は職員の効率的な運用のための自主事業が提案されているか。 ・社会情勢の変化などによる新たなニーズに対応できる体制が考えられているか。
	独自提案	・「和光市こども計画」の基本理念や基本施策に沿った提案がされているか。 ・その他、独自性のある事業提案がなされているか。
	6 総合的な事項	
(1) 総合的な事項	・総合的に判断して、和光市児童館及び学童クラブ一体型放課後対策事業の指定管理者としてふさわしいか。	

規則様式第 1 号

和光市公の施設に係る指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

和光市長 柴崎 光子 様

申請者 所在地

名称

代表者職・氏名

印

指定管理者の指定を受けたいので、和光市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 3 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 指定を受けようとする公の施設（エリア）の名称
（エリア名を記入。複数記入可。）

- 2 関係書類の名称

公募要項様式第 1

令和 年 月 日

和光市子どもあんしん部保育施設課 行

指定管理者公募に関する質問書

和光市児童館及び学童クラブ一体型放課後対策事業指定管理者公募要項について、
下記のとおり質問事項を提出します。

法人・団体名			
住 所			
電話番号		E-mail-	
担当者名			
項 目	【資料名】 公募要項・その他 () 【ページ・項目】		
質問内容			

※ 質問事項は、本様式 1 枚につき 1 問とし、簡潔に記載してください。

公募要項様式第2

指定管理者資格確認申込書

令和 年 月 日

和光市長 柴崎 光子 様

【共同事業体】所在地
名称

【代表者】所在地
(構成員) 商号又は名称
代表者氏名

【構成員】所在地
商号又は名称
代表者氏名

【構成員】所在地
商号又は名称
代表者氏名

持参人 会社名
氏名
電話番号

和光市児童館及び学童クラブ一体型放課後対策事業指定管理者募集への参加資格について確認していただきたいので、共同事業体協定書兼委任状(公募要項様式第3)を添えて申請します。

なお、添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

公募要項様式第3

共同事業体協定書兼委任状

令和 年 月 日

和光市長 柴崎 光子 様

共同事業体名 _____

代表者 所 在 地 _____

名 称 又 は 商 号 _____

代 表 者 氏 名 _____

和光市児童館及び学童クラブ一体型放課後対策事業指定管理者に応募するため、共同事業体を結成し、和光市との間における以下の事項に関する権限を代表に委任して申請します。

なお、当該施設の指定管理者に選定された場合は、各構成団体は当該施設の指定管理者としての業務の遂行及び業務の遂行に伴い当共同事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負います。

共同事業体名称		
共同事業体の 代表構成団体	所 在 地 名 称 代表者氏名	
共同事業体の事務所所在地		
共同事業体の 構成団体 (委任者)	所在地 _____ 名称 _____ 代表者氏名 _____	所在地 _____ 名称 _____ 代表者氏名 _____
共同事業体の成立、 解散の時期 及び委任期間	令和 年 月 日から当該指定管理者の指定終了後3ヶ月を経過する日まで。ただし、当共同事業体が当該施設の指定管理者とならなかった場合は直ちに解散します。また、当共同事業体の構成団体の脱退又は除名については、事前に市の承認がなければこれを行うことができないものとします。	
委任事項	1 指定管理者の指定の申請に関する事項 2 協定書締結に関する事項 3 経費の請求受領に関する事項 4 契約に関する事項	
その他	1 本協定に基づく権利義務は他人に譲渡することはできません。 2 この協定の定めのない事項については、構成団体全員により協議することとします。	

※共同事業体の構成団体の数が3者を超える場合は、本様式に準じて様式を作成してください。

公募要項様式第4

団 体 概 要

令和 年 月 日現在

だんたいめい 団体名				
所在地	〒		電話番号	
代表者			FAX	
設立年月日	年 月			
職員数	正社員 人／その他 人／合計 人（ 年 月 日現在）			
資本金	千円			
事業所	名称			
	所在地	〒		
沿 革				
業務内容				
主な実績				
財政状況 （過去3年間 について記 入してくだ さい。）	年 度	年度	年度	年度
	総収入			
	総支出			
	当期損益			
	累計損益			
応募に関する担当連絡先				
氏名			部署・職名	
電話番号			FAX	
E-mail				

※ 共同事業体の場合は、代表構成団体及び全ての構成団体について提出してください。

公募要項様式第5

役 員 等 名 簿

令和 年 月 日現在

名 称				
主たる事業 所の所在地				
代表者等	役 職	氏 名 ふり かな	生年月日	住所
備 考				

【参考様式】

暴力団排除に関する誓約書

令和 年 月 日

和光市長 柴崎 光子 様

申請者 所在地

名称

代表者職・氏名

私は、和光市児童館及び学童クラブ一体型放課後対策事業指定管理者募集への参加資格について確認していただきたいので、和光市暴力団排除条例に基づき、下記に掲げる事項を誓約します。

記

- 1 和光市児童館及び学童クラブ一体型放課後対策事業指定管理者募集の応募に際して、和光市暴力団排除条例第2条第1号及び第2号に掲げる者に該当しないこと。
- 2 和光市暴力団排除条例第2条第1号及び第2号に掲げる者の該当の有無を確認するため、和光市から資料の提出を求められたときは、速やかに提出すること。

和光市児童館及び学童クラブ一体型放課後対策事業指定管理者公募
参加表明書

令和 年 月 日

和光市長 柴崎 光子 様

申請者 所在地

名称

代表者職・氏名

和光市児童館及び学童クラブ一体型放課後対策事業指定管理者の公募について、参加表明書
提出します。

また、この表明書のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

参加資格の確認事項（有・無のうち該当する一方に○を付けてください。）

参加資格	該当の有無
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者	有 ・ 無
宗教活動や政治活動を目的とした事業者	有 ・ 無
申請書類提出時点において、和光市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている	有 ・ 無
直近3年分の国税及び地方税を滞納したことがある	有 ・ 無
法令等に違反したことがある事業者	有 ・ 無

担当者連絡先 所属

氏名

電話

電子メール

職員配置予定表(児童館)

児童館名	
------	--

1 開館時における配置人数

施設長	人	児童厚生員	人
職員	人	児童厚生員	人

2 採用人数

職員氏名※1	有資格状況※2	常勤/非常勤※3	備考

※1 施設長には氏名の前に◎を付けること。

提案時点採用が決まっていない場合は、「採用予定」と記載し、想定する資格保有状況等を該当欄に記載すること。

※2 有資格状況については次の番号を記載すること。なお、複数該当する場合は上位番号を優先とする。

- ① 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- ② 保育士(特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童厚生施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)の資格を有する者
- ③ 社会福祉士の資格を有する者
- ④ 教育職員免許法(昭和二十四年法律第一百四十七号)に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者
- ⑤ 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- ⑥ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

- ⑦ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
- ⑧ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ⑨ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

※3 「常勤」とは、継続した勤務(週5日又は週6日)の形態があり、一定の勤務時間が保障され、年間を通じて専ら本業務に従事している職員とする。「非常勤」の場合は、その勤務日数を備考に記載すること。

職員配置予定表(学童クラブ)

学童クラブ名	
--------	--

1 保育時における配置人数

支援単位1	人	認定資格研修受講者	人
支援単位2	人	認定資格研修受講者	人

2-1 支援単位1

職員氏名※1	認定資格研修受講者※2	その他資格※3	常勤/非常勤※4	備考

2-2 支援単位2

職員氏名※1	認定資格研修受講者※2	その他資格※3	常勤/非常勤※4	備考

※1 主任支援員については氏名の前に◎を付けること。加配支援員については○を付けること。

提案時点採用が決まっていない場合は、「採用予定」と記載し、想定する資格保有状況等を該当欄に記載すること。

※2 放課後児童支援員認定資格研修を受講した者のこと。

※3 有資格状況については次の番号を記載すること。なお、複数該当する場合は上位番号を優先とする。

- ① 保育士の資格を有する者
 - ② 社会福祉士の資格を有する者
 - ③ 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者
 - ④ 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第9号において「高等学校卒業者等」という。)で、児童福祉事業に2年以上従事したもの
 - ⑤ 学校教育法に規定する大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。以下この号において同じ。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修め、当該大学を卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)
 - ⑥ 学校教育法に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
 - ⑦ 学校教育法に規定する大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修め、当該大学院を卒業した者
 - ⑧ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修め、当該大学を卒業した者
 - ⑨ 放課後児童健全育成事業に類似する事業に2年以上従事した高等学校卒業者等で、放課後児童支援員として市長が適当と認めたもの
 - ⑩ 放課後児童健全育成事業に5年以上従事した者で、放課後児童支援員として市長が適当と認めたもの
- ※4 「常勤」とは、継続した勤務(週5日又は週6日)の形態があり、一定の勤務時間が保障され、年間を通じて専ら本業務に従事している職員とする。「非常勤」の場合は、その勤務日数を備考に記載すること。

職員配置予定表(わこうっこクラブ)

対象学区	
------	--

1 実施時における配置人数

運営責任者※1	人
コーディネーター※2	人
教育活動サポーター	人

※1 ここでいう運営責任者とは学童クラブとわこうっこクラブを一体的に運営するための責任者のこと。

※2 運営責任者と兼務する場合は人数を()書きとすること。

2 採用人数

職員氏名※1	有資格状況※2	常勤/非常勤※3	備考

※1 運営責任者には氏名の前に◎を付けること。コーディネーターについては○を付けること。なお兼務する場合は◎のみとし、備考に兼務である旨記載すること。
提案時点採用が決まっていない場合は、「採用予定」と記載し、想定する資格保有状況等を該当欄に記載すること。

※2 有資格状況については次の番号を記載すること。なお、複数該当する場合は上位番号を優先とする。

- ① 放課後児童支援員認定資格研修を受講した者
- ② 保育士の資格を有する者
- ③ 社会福祉士の資格を有する者
- ④ 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者
- ⑤ 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の

資格を有すると認定した者(第9号において「高等学校卒業者等」という。)で、児童福祉事業に2年以上従事したもの

- ⑥ 学校教育法に規定する大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。以下この号において同じ。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修め、当該大学を卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)
- ⑦ 学校教育法に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
- ⑧ 学校教育法に規定する大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修め、当該大学院を卒業した者
- ⑨ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修め、当該大学を卒業した者
- ⑩ 放課後児童健全育成事業に類似する事業に2年以上従事した高等学校卒業者等で、放課後児童支援員として市長が適当と認めたもの
- ⑪ 放課後児童健全育成事業に5年以上従事した者で、放課後児童支援員として市長が適当と認めたもの

※3 「常勤」とは、継続した勤務(週5日又は週6日)の形態があり、一定の勤務時間が保障され、年間を通じて専ら本業務に従事している職員とする。「非常勤」の場合は、その勤務日数を備考に記載すること。